

令和2年度答申第3号
令和2年4月9日

諮問番号 令和元年度諮問第128号（令和2年3月30日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）を行ったため、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準

は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、平成30年10月2日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、受講期間は、同日から平成31年4月1日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、本件訓練について、平成31年3月4日、2時限目に遅刻した。

（職業訓練受講給付金支給申請書（平成31年4月4日付け））

- (3) 審査請求人は、平成31年4月4日、処分庁に対し、同年3月2日から同年4月1日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について、本件申請を行ったところ、処分庁は、同月5日、本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書（平成31年4月4日付け）、職業訓練受講給付金不支給決定通知書）

- (4) 審査請求人は、令和元年7月5日付けで、審査庁に対し、本件不支給決定の取消しを求めて本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和2年3月30日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却す

べきであるとして諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が平成31年3月4日の2時限目に5分近く遅れたのは、処分庁から確定申告の書類を同月5日までに提出するよう言われ、前日の2時限目の前の休憩時間でしか税務署の税理士と相談の電話ができず、電話が少し長引いてすぐに切ることができなかつたものであり、これは「やむを得ない理由」に当たり、給付金が不支給となるのは厳しすぎる処分である。

よって、本件不支給決定の取消しを求める。

(審査請求書、審査請求人からの書簡)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。）に規定されているところであり、認定職業訓練等を受講しなかつたことの「やむを得ない理由」については、求職者支援要領10042（2）へにおいて、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」、「天災その他やむを得ない理由のため（水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、列車遅延、交通事故等）。」等が示されている。
- 2 支給申請の際に提出する書類を取得するための欠席は、「やむを得ない理由」とは認められていない。
- 3 処分庁は、審査請求人に対し、確定申告書の写しについて、「支給申請時確認リスト」を基に、確定申告を済ませたら持ってくるように伝えていただけであり、具体的な提出期限を設定していたわけではない。

さらに、確定申告の期間は、平成31年2月18日から同年3月15日までと長期にわたり設定されており、管轄税務署では窓口の土日対応として同年2月24日及び同年3月3日にも受付時間外対応を行っていた。両日ともに本件訓練は休校日であり、両日中に管轄税務署に相談を行うことは可能であった。また、同年2月26日も訓練休校日であったところ、審査請求人は同日、安定

所で就職活動を行っていたが、相談時間は短時間であり、この前後の時間に管轄税務署で相談を行うことは可能であった。

また、審査請求人は、平成31年3月4日の1時限目終了後の休憩時間（10分）に通話を開始しており、担当講師が教室に入る際に、通話中の審査請求人に対して「もう始めますよ。」という指摘をしたにもかかわらず、その後も5分程度電話を続け、授業開始に間に合わなかったため遅刻の取扱いとなった。

- 4 審査請求人が行った確定申告に係る税務署担当者との相談は、訓練実施日である平成31年3月4日に訓練実施時間を充ててまで行う必要は認められず、訓練実施時間以外に行うことが可能であり、「やむを得ない理由」によるものと認めることはできない。
- 5 処分庁は、以上の理由により本件不支給決定を行ったものであり、これは法令等の根拠にのっとり正当なものであると考えられ、維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものとする。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

前記記載のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている（求職者支援規則11条1項5号本文）。求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであって、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然に前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給要件に定める「認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること」とは、全ての実施日について、プログラムの開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨であると解される。

ただし、例外として、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

審査請求人は、本件支給対象期間中、平成31年3月4日の2時限目に欠席

(遅刻) しているところ、これは処分庁に提出しなければならない確定申告書の件で税務署に電話連絡していたため2時限目に遅刻したものであって、「やむを得ない理由」による欠席(遅刻)であると主張している。

求職者支援規則11条1項5号ただし書の「やむを得ない理由」につき、厚生労働省は求職者支援要領を定めており、同要領は、当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため、天災その他やむを得ない理由のため等の理由を掲げている(10042(2)へ)が、これらは社会通念上欠席がやむを得ないと考えられるものを例示したものであり、「やむを得ない理由」が例示されたものに限られるものではない。

したがって、支給申請の際に提出する書類を取得するための欠席は、求職者支援要領に定める「やむを得ない理由」とは認められていないという審査庁の説明は、例示されたものに該当しないという趣旨であれば是認できないが、本件においては、審査請求人が取得しようとした書類は、支給申請時に必要な書類のリストに「確定申告の書類(確定申告を済ませたらもってくる。)」と記載されたものと思われ、平成30年分の確定申告の期間は平成31年2月18日から同年3月15日までであるから、同月4日の訓練の合間である2時限目開始前に税務署に電話しなくとも、ほかの日時に税務署に相談等することは十分可能であり、同日の欠席(遅刻)は「やむを得ない理由」によるものとは認められない。よって、審査請求人の主張は採用することはできず、審査庁の判断は妥当である。

3 付言

本件不支給決定通知書の理由欄には「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」とのみ記載されているが、一文目の理由による不支給なのか、二文目の理由による不支給なのか、この記載自体からは不明というほかない。そして、平成31年3月4日の欠席(遅刻)について、「やむを得ない理由」による欠席に当たらないと判断された理由はこの記載からは分からない。いかなる具体的事実をもとに「やむを得ない理由」に当たらないと判断したのか、理由として示すべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査

請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。
よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史